

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### (告 示)

- 天皇后両陛下は第十一回IAAF世界陸上競技選手権大阪大会に御臨席になる件(宮内庁六)
- 陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が毎年一の別に告示で定める日を定める件(総務四二九)
- 総務大臣が別に告示するリーダーを定める件(同四三〇)
- 衆議院比例代表選出議員選挙執行規程の一部を改正する件
- 中央選挙管理会一六
- 出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の規定に基づき研修を定める件の一部を改正する件(法務三一一三三三三三)
- 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五條の規定による認証をした件(同三二四)
- 日本国に帰化を許可する件(同三二五)
- 保安林の指定をする件(農林水産九七〇〇九七七)

- 保安林の指定を解除する件(同九七八〇九八二)
- 土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件(国土交通九七〇)
- 船舶安全法施行規則第二條第二項第六号の水域を指定する件(同九七二)
- 小型船舶登録規則第二條第五号の水域を指定する件(同九七二)
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二條第二項第三号の水域を指定する件(同九七三)
- 砂防法第二條の土地を指定するとともに、平成十九年度から砂防設備工事を施行する件(同九七四)
- 航路標識に関する件(海上保安庁二〇〇〇二〇二)
- 道路に関する件(関東地方整備局二六二〇二六九)
- 高速自動車国道に関する件(同二七〇)
- 道路に関する件(沖縄総合事務局四五)
- 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件(東北地方環境事務所三)
- 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(関東地方環境事務所九)
- 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件(同一〇)
- 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(中部地方環境事務所五)
- 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件(同六)
- 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(近畿地方環境事務所六)
- 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(中国四国地方環境事務所二)

- 人事異動
  - 財務省 環境省 最高裁判所
  - [叙位・叙勲]
  - [皇室事項]
- 公告
  - 諸事項
  - 官庁
    - 投資顧問業者営業保証金取戻し、割賦販売法に基づく同法第三十五條の三の二の許可を受けた者の営業廃止に関する公示、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示関係
    - 裁判所
      - 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
      - 特殊法人等
        - 厚生年金基金変更、公立学校共済組合役員の退職及び就職関係
        - 地方公共団体
          - 公債抽せん・償還(東京都区、教育職員免許状失効関係)
          - 会社その他
          - 会社決算公告

## 告 示

- 宮内庁告示第六号  
天皇后両陛下は、大阪府において開催される第十一回IAAF世界陸上競技選手権大阪大会に御臨席、併せて地方事情を御視察のため、八月二十五日から同月二十七日まで同府へ行幸啓になる。
- 平成十九年七月二十六日  
宮内庁長官 羽毛田信吾
- 総務省告示第四百二十九号  
電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第八條第一項の規定に基づき、陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が毎年一の別に告示で定める日を次のように定め、平成十九年八月一日から施行する。  
なお、平成五年郵政省告示第六百一十号(陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、無線呼出局及び地球局について同時に有効期間が満了するよう郵政大臣が毎年一の別に告示で定める日を定める件)は、平成十九年七月三十一日限り廃止する。  
平成十九年七月二十六日  
総務大臣 菅 義偉
- 一 陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、無線呼出局及び船上通信局  
六月一日
- 二 無線航行移動局及び地球局(次項に掲げるものを除く。)  
十二月一日
- 三 船舶地球局  
二月一日
- 総務省告示第四百三十号  
電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第四十一條の二第一号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するリーダーを次のように定め、平成二十年四月一日から施行する。  
平成十九年七月二十六日  
総務大臣 菅 義偉
- 平成二年郵政省告示第二百四十号(無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件)第三項第六号(三)に規定するリーダー